

通所介護
(介護予防通所介護)
重要事項説明書

社会福祉法人 慶生会

陽翠苑デイサービスセンター

1 事業の目的

社会福祉法人慶生会が設置する陽翠苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業〔指定介護予防通所介護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することを目的とする。

2 陽翠苑デイサービスセンターの概要

(1) 事業者について

法人名	社会福祉法人 慶生会
所在地	大阪府大阪市生野区巽東4丁目11番10号
電話番号	06-6758-0088
代表者名	理事長 永井 正史

(2) ご利用施設

施設の種類	通所介護（介護予防通所介護）
事業所名	陽翠苑デイサービスセンター
管理者	長田 昌之
介護保険事業所番号	2771607369
所在地	大阪府吹田市南吹田1丁目1番22号
電話番号・	06-6318-1631
FAX番号	06-6318-1632

(3) ご利用施設で実施している介護サービス

介護サービスの種類	事業所の名称
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 陽翠苑（定員29名）
通所介護（介護予防通所介護）	陽翠苑デイサービスセンター（定員20名）

(4) 当施設の運営方針

ご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活全般にわたる援助を行います。

また、事業の実施にあたり市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(5) 設備の概要

区分	数量・規模	備考
利用定員	20人	
食堂機能訓練室	63.64 m ²	

静養室	ベッド2床	
浴室	2室	特殊入浴機1台
トイレ	デイルーム2カ所	
洗面所	デイルーム1カ所	
その他		相談室・送迎車

(6) 事業所の職員体制 (令和6年4月1日現在)

職種	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1.従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2.従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3.利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者への説明を行い、同意を得ます。 4.利用者への介護通所サービス計画書を交付します。 5.通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 	常勤1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1.利用者が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2.それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービス実施状況及び目標達成状況の記録を行います。 	常勤1名 (管理者兼務)
介護職員	通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤2名 非常勤2名
機能訓練指導員	通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように機能訓練を行います。	常勤1名
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1.サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2.利用者の静養のための必要な措置を行います。 3.利用者の病状が急変した場合に利用者の主治医等の指示を受けて必要な看護を行います。 	常勤1名

(7) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制	休日
管理者	8:30~17:00	土・日
生活相談員	8:30~17:00	土・日

介護職員	8：30～17：00	土・日
機能訓練指導員	8：30～17：00	土・日
看護職員	8：30～17：00	土・日

(8) サービス提供時間及び、事業所窓口の営業日営業時間

営業日 サービス提供日	月曜日から金曜日（祝日を含む） ※12/31～1/3 を除く
営業時間 サービス提供時間	午前8時30分から午後5時00分 午前9時から午後5時

(9) 通常の事業の実施地域

送迎エリア	吹田市・豊中市・摂津市・茨木市・箕面市 大阪市東淀川区・大阪市淀川区・大阪市北区
-------	---

3 サービスの概要

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者に係る居宅介護事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2. 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3. 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4. それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためにきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介

		助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門知識に基づき、器械 ・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動の場を提供します。

4 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

1 日あたり目安の利用料金

1 単位を 10.54 円として計算します。

■ 通常規模型

5 時間以上 6 時間未満	利用料金	6,007 円	7,093 円	8,189 円	9,275 円	10,371 円
	1 割負担	600 円	709 円	818 円	927 円	1,037 円
	2 割負担	1,200 円	1,418 円	1,636 円	1,854 円	2,074 円
6 時間以上 7 時間未満	利用料金	6,155 円	7,262 円	8,389 円	9,496 円	10,624 円
	1 割負担	615 円	726 円	838 円	949 円	1,062 円
	2 割負担	1,230 円	1,452 円	1,676 円	1,898 円	2,124 円
7 時間以上 8 時間未満	利用料金	6,935 円	8,189 円	9,486 円	10,782 円	12,099 円
	1 割負担	693 円	818 円	948 円	1,078 円	1,209 円
	2 割負担	1,386 円	1,636 円	1,896 円	2,156 円	2,418 円
8 時間以上 9 時間未満	利用料金	7,051 円	8,377 円	9,644 円	10,972 円	12,310 円
	1 割負担	705 円	837 円	964 円	1,097 円	1,231 円
	2 割負担	1,410 円	1,674 円	1,928 円	2,194 円	2,462 円

※利用者様等の所得により介護保険負担限度が 3 割になる場合があります。

※通所介護中に体調不良等でサービスの提供に支障があると判断された場合、サービスの提供を中止します。その際は当日利用時間に対応した料金をいただきます。

加算(単位数)	総額利用料	利用者負担金	算定回数等
個別機能訓練加算 (単位数 (I) イ 56) (単位数 (I) ロ 76) (単位数 (II) 20)	(I) イ 590 円 (I) ロ 801 円 (II) 210 円	(1割負担) 59 円 80 円 21 円	個別機能訓練を実施した日数 個別機能訓練を実施した日数 月 1 回
入浴介助加算 (単位数 I 40) (単位数 II 55)	421 円 579 円	43 円 58 円	入浴介助を実施した日数 入浴介助を実施した日数
サービス提供体制強化加算 (単位数 (I) 22) (単位数 (II) 18) (単位数 (III) 6)	231 円 189 円 63 円	24 円 19 円 7 円	利用した日数 利用した日数 利用した日数
科学的介護推進体制加算 (単位数 40)	421 円	43 円	月 1 回
介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 9.2%	所定単位数の 92/1000	左記の負担割 合分	基本サービス費に各種加算を 加えた総単位数(所定単位数)

① 介護保険給付外

食事	昼食代 590 円 (1食につき)
	おやつ代 50 円 (1食につき)
レク・趣味活動 材料費	実費相当 徴収
おむつ代	100 円/枚
特別な食事	行事食・その他特別な食事の実費相当追加負担
行事	外出・外食時等 実費負担
送迎費	通常の事業の実施地域外を超えて送迎した場合 (1) 片道 5 キロメートル未満 300 円(税込) (2) 片道 5 キロメートル以上 500 円(税込)
キャンセル料	ご利用日の当日 9 時までにご連絡が無かった場合、食費の全額を請求させていただきます。

④ 請求及びお支払方法

- (1) 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供月ごとに計算し、合計金額により請求いたします。
- (2) 上記に係る請求書は、利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けします。
- (3) ご利用月の翌月 27 日の銀行引落となります。銀行引落が不都合な方はご相談下さい。
- (4) お支払いの確認をしましたら、翌月の請求書と一緒に領収書をお渡ししますので、必ず

保管されますようお願いいたします。

5 サービス利用に当たってご留意いただくこと

① 喫煙	施設内は、禁煙です。
②設備の利用	施設内の設備・器具は本来の使用法に従ってご利用ください。 これに反した使用により破損した場合、賠償していただく場合があります。
⑥迷惑行為等	他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
⑦貴金属の所持	必要以上の貴金属は所持しないようにしてください。 (原則として、利用者の責任において管理して頂きます)
⑧現金等の所持	現金は原則的に所持しないでください。
⑨その他	施設内での営利行為や宗教の勧誘、政治活動などは禁止します。 ペットの飼育はできません。危険物・火気類の取扱いは禁止します。 ライター等は施設にお預けください。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ⑤ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

7 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - ④ 虐待防止に関する責任者 管理者 長田 昌之
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを

市町村に通報するものとする。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して、危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 緊急時等の対応方法

サービス提供中に事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族や主治医、居宅介護支援事業所、緊急機関等へ連絡いたします。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

12 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保険所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

13 相談・苦情の対応

(1) 相談窓口

提供したサービスに関するご利用者及びそのご家族からの相談及び苦情をお受けするための窓口を設置します。また、市町村及び公的団体の窓口は以下のとおりです。

【当該事業者の窓口】

社会福祉法人 慶生会

陽翠苑デイサービスセンター

担当：管理者 長田 昌之

所在地 吹田市南吹田 1-1-22

電話番号 06-6318-1631

ファックス 06-6318-1632

受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

【市町村の窓口】

吹田市高齢福祉室 介護保険グループ

所在地 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話番号 06-6384-1341

ファックス 06-6368-7341

受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

【豊中市の窓口】

豊中市高齢者支援課

所在地 大阪府豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

電話番号 06-6858-2235

ファックス 06-6858-3611

【摂津市の窓口】

摂津市介護保険課

所在地 大阪府摂津市三島 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 06-6383-1379

ファックス 06-6383-9031

【茨木市の窓口】

茨木市高齢介護課

所在地 大阪府茨木市 3 丁目 8 番 13 号

電話番号 072-622-8121

ファックス 072-622-5950

【箕面市の窓口】

箕面市介護・福祉医療課

所在地 大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号

電話番号 072-724-6733

ファックス 072-724-6040

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル

電話番号 06-6949-5418

ファックス 06-6949-5417

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(2) 相談・苦情処理の手順

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりです。

- ① ご利用者及びそのご家族からの苦情を随時受け付け、正確に状況の把握をします。
- ② 苦情の受付から解決、改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。
- ③ 苦情内容を確認の上、苦情処理対策委員会を開催し、苦情の原因調査を行い、解決策を検討します。
- ④ 苦情申し出者との話し合いにおいて原因の報告、解決策の提示をし、苦情の解決を図ります。

令和 年 月 日

利用契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明いたしました。

事業者 陽翠苑デイサービスセンター

説明 _____ 印

利用契約の締結にあたり、上記の重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

ご利用者の家族等 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 (_____)